

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



発生届出の簡略化に係る沖縄県の取り扱いについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「発生届出の簡略化に係る沖縄県の取り扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。つきましては、別添資料を当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 692 号
令和 4 年 8 月 15 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里 哲好

発生届出の簡略化に係る沖縄県の取り扱いについて

今般、沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

「オミクロン株の BA.5 系統への置き替わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」につきましては、令和 4 年 7 月 28 日(沖医発第 619 号)にてご連絡致しました。

上記の事務連絡において、65 歳未満で重症化リスクのない者に係る発生届出の簡略化が示されました。

その後、令和 4 年 8 月 4 日付事務連絡において一部が改正され、自治体の判断により、有症状の場合の発症日、番地などの詳細な住所、氏名のうちふりがな等、さらなる届出項目の削除が可能とされました。

沖縄県においては、令和 4 年 8 月 4 日付事務連絡は、県が行う陽性者への支援業務等への影響が見込まれることから、当面の間、発生届の簡略化については、令和 4 年 8 月 4 日付の事務連絡は適応とせず、令和 4 年 7 月 22 日付事務連絡の内容までを適用することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

- 発生届出の簡略化に係る沖縄県の取り扱いについて

(令和 4 年 8 月 10 日 (事務連絡))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平良
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

事務連絡
令和4年8月10日

沖縄県医師会
病院事業局病院事業総務課
各診療・検査医療機関
各保健所
各検査機関

御中

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

発生届出の簡略化に係る沖縄県の取り扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡により、65歳未満で重症化リスクのない者に係る発生届出の簡略化が示されております。

その後、令和4年8月4日付け事務連絡では一部が改正され、自治体の判断により、有症状の場合の発症日、番地など詳細な住所、氏名のうちふりがな等、更なる届出項目の削除が可能とされておりますが、県が行う陽性者への支援業務等への影響が見込まれることから、当面の間、発生届の簡略化については、令和4年7月22日付け事務連絡の内容までを適用することとします。

つきましては、関係機関宛てに周知していただきますようお願いいたします。

【参考資料】

- ・令和4年7月22日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（適用）
- ・令和4年8月4日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（適用しない）

問合せ先

保健医療部ワクチン・検査推進課 検査・支援班

電話 098-894-5122（担当：仁平）

【参考資料】適用

事務連絡
令和4年7月22日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための
医療機関・保健所の負担軽減等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生届出については、感染者が増加した場合でも発生動向を適切・迅速に把握するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和4年6月30日付け健感発0630第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において改正を行い、届出様式を簡素化したところです。

また、オミクロン株が流行する中での保健所等による健康観察等の体制整備については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年6月30日一部改正）。以下「2月9日付け事務連絡」という。）においてお示ししています。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大しています。オミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、BA.5 系統への置き換わりが進むことにより、夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されます。また、これに伴い、在宅で療養する軽症や無症状の患者の更なる増加が見込まれます（WHO のレポートでは、BA.4 系統及び BA.5 系統に関して既存のオミクロン株と比較した重症度の上昇は見られないとされています）。

今般、本年7月15日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」においてお示ししている、医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点をおいた対策を確実に実施していくため、これまでも実施している医療機関や保健所等の負担軽減を更に推し進める観点から、下記の対応とすることとしましたので、内容について御了知の

上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

記

1. 発生届出の簡略化について

自治体において、陽性者が体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置していることを確認した場合には、以下の①及び②の対応を可能とすること。

① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者（※1）に係る発生届出については、従前のおり行うこと。

※1 2月9日付け事務連絡で示している重点対象者（40歳以上65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者又は妊娠している方）を基本として、自治体で決定すること。

② ①以外の者に係る発生届出については、陽性者の急増による医療機関及び保健所における業務の状況に鑑み、当面の間、まずは以下の項目について記載し、届出を行うことが可能であること。（※2）。

- ・陽性者の氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・当該者所在地
- ・電話番号
- ・診断日
- ・検体採取日
- ・有症状の場合は発症日
- ・診断類型
- ・ワクチン接種回数

※2 「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）1.（2）の取扱いにかかわらず、本事務連絡のとおり取り扱うこと。

2. 健康観察の簡略化・迅速化について

健康観察については、2月9日付け事務連絡において重症化リスクの高い者に重点的に実施することをお示ししているが、これらの者に確実に健康観察を行う観点

から、以下の①、②及び③の対応を可能とすること。

- ① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に対しては、My HER-SYS等のシステムでの連絡を含めて、迅速に初回の連絡を行うとともに、My HER-SYS等のシステムの利用を含め、適切に健康観察を行うこと。

なお、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者であってもMy HER-SYS等が利用できる者については、これらの手段を利用していただくことにより確実に健康観察を行うこととして差し支えないこと。

- ② ①以外の者に対しては、体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置し、当該健康フォローアップセンター等の連絡先を診療検査医療機関等で伝える等陽性者に確実に伝達する仕組みが整っている場合は、当該健康フォローアップセンター等の連絡先の伝達をもって健康観察の初回の連絡とすることとし、療養期間内においては陽性者が体調悪化時に当該健康フォローアップセンター等へ連絡することとして差し支えないこと。

また、初回の連絡以降は、本人からの体調悪化等の連絡があった場合には、自治体等がMy HER-SYS等の利用も含め健康観察を行っている場合に、同様の取組を行う事も可能であること。

- ③ 現在の感染状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているとおり、①以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であるため、外来のひっ迫を回避できるよう、積極的に導入・活用すること。その際、同センター等の医師が感染症法第12条第1項に基づく届出を行うこととなる点に留意すること。また、本人から健康フォローアップセンター等への連絡以降は、本人からの体調悪化等の相談に応じ健康観察を行うこととすること。その際、My HER-SYS等のシステムを活用すること。

3. 濃厚接触者の特定・行動制限について

濃厚接触者の特定及び行動制限の考え方については、「B1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているところであるが、オミクロン株は感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てに一律に対応を行うことは、保健所機能や社会経済活動への影響が非常に大きい。このため、濃

濃厚接触者の特定・行動制限はハイリスク施設に集中化することとし、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないことを改めて徹底すること。またその際、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能である。

また、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおいては、関係部局が連携し、方針を決定することとされており、濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もある。保健所等の業務ひっ迫の状況や社会経済活動への影響も踏まえ、関係部局間で連携し、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性について、改めて、検討を行うこと。

なお、濃厚接触者となった医療従事者等は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能であり、特に感染拡大期においては、活用を検討すること（「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）等を参照）。

4. 療養・待機期間終了時の取扱いについて

療養期間又は濃厚接触者の待機期間終了時の取扱いについては、以下の対応を改めて、徹底すること。

- (1) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行う必要はないこと。
- (2) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないこと。
- (3) 就業を行わないことについて、陽性者からの協力が得られる場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行う必要はないこと。
- (4) 各種通知書類の業務の効率化を行うため、SMS等電子的な交付でも可能（保健所からの通知メールの写し等既存の文書でも可）とする。My HER-SYSのショートメールでは、保健所独自のメッセージの記入が可能であるため、活用すること。

5. 療養証明書の発行について

宿泊療養又は自宅療養を証明する書類の発行については、「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス

ス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年4月27日一部改正）において、原則 My HER-SYS の活用を含め、地域の実情に応じた対応をお願いしているところであるが、今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における宿泊・自宅療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない。

また、今後の当該業務の実施に当たっては、保健所業務のひっ迫を防ぐ観点から都道府県での一元化や外部委託の活用など、効率的な体制構築を検討されたい。なお、原則として、My HER-SYS で取得することを周知徹底すること。

【参考資料】適用しない

事務連絡
令和4年7月22日
令和4年8月4日最終改正

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための
医療機関・保健所の負担軽減等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生届出については、感染者が増加した場合でも発生动向を適切・迅速に把握するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和4年6月30日付け健感発 0630 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において改正を行い、届出様式を簡素化したところです。

また、オミクロン株が流行する中での保健所等による健康観察等の体制整備については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年6月30日一部改正）。以下「2月9日付け事務連絡」という。）においてお示ししています。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、多くの地域において急速に感染が拡大しています。オミクロン株の BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されることから、BA.5 系統への置き換わりが進むことにより、夏休みによる接触機会の増加と相まって、新規感染者数の急速な増加の継続も懸念されます。また、これに伴い、在宅で療養する軽症や無症状の患者の更なる増加が見込まれます（WHO のレポートでは、BA.4 系統及び BA.5 系統に関して既存のオミクロン株と比較した重症度の上昇は見られないとされています）。

今般、本年7月15日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」においてお示ししている、医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点をおいた対策を確実に実施していくため、これまでも実施している医療機関や保健所等の負担軽減を更に

推し進める観点から、下記の対応とすることとしました。

また、本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「病症、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」においてお示ししている、発熱外来を経ない在宅療養の仕組みの先行事例の横展開について、下記のとおりお示しする（各自治体の取組事例は別添の参考資料に掲載している）。8月4日に同本部において決定した「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」に基づき、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者以外の者に係る発生届出の届出項目について、一定の要件のもと、自治体の判断により、更なる削減を可能とすることとしています（8月4日の一部改正で更に削減した項目は、診断日、採取日、有症状の場合は発症日、ワクチン接種回数、番地など詳細な住所、氏名のうちふりがな）ので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

記

1. 発生届出の簡略化について

自治体において、陽性者が体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置していることを確認した場合には、以下の①及び②の対応を可能とすること。

- ① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者（※1）に係る発生届出については、従前のとおり行うこと。

※1 2月9日付け事務連絡で示している重点対象者（40歳以上65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者又は妊娠している方）を基本として、自治体で決定すること。

- ② ①以外の者（入院が必要な者を除く。）に係る発生届出については、陽性者の急増による医療機関及び保健所における業務の状況に鑑み、当面の間、患者・疑似症患者等の診断した者の類型に加えて、まずは以下の項目について記載し、届出を行うことが可能であること。（※2）。

- ・陽性者の氏名 （ふりがなを除く）
- ・性別
- ・生年月日
- ・当該者所在地 （市区町村名まで）
- ・電話番号 （当該者又は保護者電話番号のいずれか1つで足りるものとする）

※2 「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）1.（2）の取扱いにかかわらず、本事務連絡のとおり取り扱うこと。

※3 「診断年月日」及び「検体採取日」の項目については、HER-SYSにおいて入力しなければ、登録ができない設定となっているため、システム改修を行うこととしているが、改修には1か月程度の期間を要するため、それまでの間の暫定的な取扱いとして、両項目には「報告日」を入力いただきたい。
なおこの取扱は、上記①及び②の者の入力に適用する。

2. 健康観察の簡略化・迅速化について

健康観察については、2月9日付け事務連絡において重症化リスクの高い者に重点的に実施することをお示ししているが、これらの者に確実に健康観察を行う観点から、以下の①、②及び③の対応を可能とすること。

① 65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者に対しては、My HER-SYS等のシステムでの連絡を含めて、迅速に初回の連絡を行うとともに、My HER-SYS等のシステムの利用を含め、適切に健康観察を行うこと。

なお、65歳以上の者及び65歳未満の重症化リスクのある者であってもMy HER-SYS等が利用できる者については、これらの手段を利用させていただくことにより確実に健康観察を行うこととして差し支えないこと。

② ①以外の者に対しては、体調悪化時等に確実に繋がる健康フォローアップセンター等を設置し、当該健康フォローアップセンター等の連絡先を診療検査医療機関等で伝える等陽性者に確実に伝達する仕組みが整っている場合は、当該健康フォローアップセンター等の連絡先の伝達をもって健康観察の初回の連絡とすることとし、療養期間内においては陽性者が体調悪化時に当該健康フォローアップセンター等へ連絡することとして差し支えないこと。

また、初回の連絡以降は、本人からの体調悪化等の連絡があった場合には、自治体等がMy HER-SYS等の利用も含め健康観察を行っている場合に、同様の取組を行う事も可能であること。

③ 現在の感染状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているとおり、①以外の者であって、症状が軽い又は無症状の方について、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観

察を受けることが可能であるため、外来のひっ迫を回避できるよう、積極的に導入・活用すること。その際、同センター等の医師が感染症法第 12 条第 1 項に基づく届出を行うこととなる点に留意すること。また、本人から健康フォローアップセンター等への連絡以降は、本人からの体調悪化等の相談に応じ健康観察を行うこととすること。その際、My HER-SYS 等のシステムを活用すること。

3. 濃厚接触者の特定・行動制限について

濃厚接触者の特定及び行動制限の考え方については、「B1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和 4 年 3 月 16 日新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししているところであるが、オミクロン株は感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てに一律に対応を行うことは、保健所機能や社会経済活動への影響が非常に大きい。このため、濃厚接触者の特定・行動制限はハイリスク施設に集中化することとし、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないことを改めて徹底すること。またその際、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととすることは可能である。なお、地域の感染状況等を勘案して、クラスターが確認された場合等自治体が濃厚接触者の特定・行動制限について感染拡大の防止のために必要と判断する場合に、ハイリスク施設以外についても特定・行動制限を行うことは可能である。

また、保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおいては、関係部局が連携し、方針を決定することとされており、濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととしている自治体もある。保健所等の業務ひっ迫の状況や社会経済活動への影響も踏まえ、関係部局間で連携し、濃厚接触者の特定・行動制限の必要性について、改めて、検討を行うこと。

なお、濃厚接触者となった医療従事者等は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事が可能であり、特に感染拡大期においては、活用を検討すること（「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）等を参照）。

4. 療養・待機期間終了時の取扱いについて

療養期間又は濃厚接触者の待機期間終了時の取扱いについては、以下の対応を改めて、徹底すること。

- (1) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行う必要はないこと。
- (2) 陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないこと。
- (3) 就業を行わないことについて、陽性者からの協力が得られる場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行う必要はないこと。
- (4) 各種通知書類の業務の効率化を行うため、SMS等電子的な交付でも可能（保健所からの通知メールの写し等既存の文書でも可）とする。My HER-SYSのショートメールでは、保健所独自のメッセージの記入が可能であるため、活用すること。

5. 療養証明書の発行について

宿泊療養又は自宅療養を証明する書類の発行については、「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」（令和2年5月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年4月27日一部改正））において、原則My HER-SYSの活用を含め、地域の実情に応じた対応をお願いしているところであるが、今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における宿泊・自宅療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない。

また、今後の当該業務の実施に当たっては、保健所業務のひっ迫を防ぐ観点から都道府県での一元化や外部委託の活用など、効率的な体制構築を検討されたい。加えて、陽性者に対しては、紙での療養証明書の発行は保健所業務への負担が大きいことから、原則として、My HER-SYSの利用について協力を求めること。併せて、療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、政府から事業者団体等に対して要請を行っていることを周知しておくこと。

※ 1. の発生届出の簡略化に伴い、My HER-SYSによる療養証明書の記載事項は、「診断年月日」と表示する仕様となっていることから、今後、システム改修を行う予定であること（スケジュールなど詳細は追って連絡する）。

6. 自ら検査した結果の登録により療養を開始する仕組みの導入等について

現在の感染状況を踏まえ、外来のひっ迫を回避する観点から、2. ③でお示しした自らが検査した結果を都道府県等が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に登録し、外来受診を経ることなく迅速に療養に繋げる仕組みを導入することも有効であり、そのためには外来を経ない医師を配置する健康フォローアッ

プセーター等の設置が極めて重要であり、すべての都道府県において、導入すること。

既にこうした仕組みを導入している自治体においては、様々な取組が行われており、次のような実施事例を参考に、地域の実情に応じて、これらのうち都道府県等で必要な取組を組み合わせて導入する等、対応を検討いただきたいこと。

その際、全国的に利用可能な My HER-SYS から、自分で療養証明が取得できることを周知・徹底いただくこと。

※ 「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日付け事務連絡）等で要請しているように、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクの低い有症状者等に対して、発熱外来での配布やキット配布センターからの郵送、薬局や公共施設での配布等を行う体制についても、引き続き迅速な整備に向けた対応を要請する。

（実施事例）※各自治体の取組事例は別添の参考資料に掲載

①自ら検査した結果を既存の自治体の WEB 申請フォーム等オンラインを通じて提出・陽性者を把握

※ 自ら実施する抗原定性検査キットによる検査以外に無料検査センター等での検査結果を登録し、電話又はオンラインで診察する方法をとる事例もある。

②申請された基礎情報（氏名・生年月日等）や自ら検査した結果を医師以外の者が電話や画像等で確認

③あらかじめ聴き取った基礎情報等の情報をもとに、医師の管理下で発生届を作成

④健康フォローアップセンター等の医師は、自治体の医師（保健所長や健康フォローアップセンター等に配置されている医師）に加えて、地域の医師会と連携して、当番制で実施

※ 自治体の健康フォローアップセンター等の医師が薬の処方を行っている事例もある。

⑤検査結果を登録後、My HER-SYS を利用しない方も含めて、登録情報から自動的に作成される療養開始の証明をオンラインで交付

○ 上記のような取組を行うに当たっては、改めて以下の点もご了知の上、実施いただきたいこと。

・ 発生届については医師の管理下で行うものであるが、HER-SYS への入力そのものは医師以外の者が行っても差し支えないこと。

・ 発生届に記入する基礎情報、発症年月日、検体採取日、ワクチン接種歴等を医師以外の者が聴き取り、入力して差し支えないこと。

・ 自己検査結果の登録により発生届が出された場合においても、My HER-SYS が使用出来る場合は、My HER-SYS 上の療養証明が可能であること。

※ 療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、職場等には国から要請を行っていることを周知しておくこと。

- ・ My HER-SYS の療養証明書には診断年月日の記載があるが、療養期間の記載がなくても、有症状の場合には、発症日の翌日から起算して10日間、無症状の場合には、検体採取日の翌日から起算して7日間となる旨を周知し、紙の療養証明書においても同様の内容になる旨を周知しておくこと。
- ※ なお、療養証明書の記載事項は同じであり、発症日や療養終了日が記載されないことを周知すること。

オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応

令和4年8月4日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 患者発生時の届出項目の更なる削減

- ▶ 7月22日に届出項目の削減を行ったところであるが、医療機関の負担が更に増加していることに鑑み、発生届の届出項目を更に削減し、最小限必要な項目のみとすることを可能とする。（現行の感染症法上の位置づけの下での運用を見直し）
- ▶ 具体的には、都道府県等において体調悪化時等に連絡ができる健康フォローアップセンター等を開設し、連絡先を患者に伝える体制が構築されている場合には、重症化リスクの低い患者（65歳以上の患者以外）の発生届については、氏名、性別、生年月日、報告日、住所（市区町村名まで）、電話番号のみとすることを可能とする。

※「更に削減した項目」は、診断日、採取日、有症状の場合は発症日、ワクチン接種回数、番地など詳細な住所、氏名のうちふりがな

2. 「発熱外来自己検査体制」整備の更なる推進

- ▶ 都道府県における抗原定性検査キットの配布については、11の自治体において実施中、大半の自治体において8月中までには実施予定、または準備中となっている。
- ▶ 自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに自治体の健康フォローアップセンター等に登録する仕組みについては、9自治体で実施中、多くの自治体で準備中となっている。
- ▶ 「発熱外来自己検査体制」においては健康フォローアップセンター等の開設が極めて重要であり、その内容も地域の実情に応じた適切なものとする必要がある。先行して実施している自治体の好事例を周知するとともに、全都道府県における実施に向けて、取組を強く促していく。

3. 効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について

- ▶ 6月20日付けの厚生労働省から都道府県等に対する事務連絡等において、
 - ・ 病棟単位のゾーニングを行わなくても、病室単位でのゾーニング（注）による柔軟で効率的な病床の活用が可能であること
 - ・ 様々な状況に応じた个人防护具の選択
 - ・ 外来でコロナ疑い患者を診療する場合は、インフルエンザ流行時に準じた対応が可能であること
- ▶ 等についてお示ししているところ。

注）例えば、神奈川県の済生会横浜市東部病院において、先進的な取組の実例あり
- ▶ こうした取扱いについて、改めて周知徹底を図る。

オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応

4. 救急医療等のひっ迫回避に向けた対応

- ▶ 7月22日付けで、厚生労働省から都道府県等に対し、受診控えが起こらないよう配慮の上で、例えば、無症状で念のための検査のためだけの救急外来受診を控えることについて、地域住民に対する周知を進めるよう要請したところ。
- ▶ この度（8月2日）、日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会及び日本臨床救急医学会の4学会から「限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関する4学会声明」が出され、その中において、次の中とおり、症状の程度等に応じた行動のお願いが記載されている。
 - ・症状が軽い場合は、65歳未満で基礎疾患や妊娠がなければ、限りある医療資源を有効活用するためにも、検査や薬のためにあわてて医療機関を受診することは避けること
 - ・症状が重い場合や、65歳以上の方や基礎疾患がある方、妊娠中、ワクチン未接種の方などは、重症になる可能性があるため、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関へ必ず相談、受診（オンライン診療を含む）すること
 - ・救急車を呼ぶ必要がある症状は、顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、日常生活で少し動いただけで息苦しい、肩で息をしている、などがあり、このような場合には救急車を呼ぶことをためらわないこと
 - ・救急車の利用の判断に迷う場合には、普段からの体調を把握しているかかりつけ医への相談、各種相談窓口などを活用すること
- ▶ こうした内容について、厚生労働省から、地域の実情に応じて都道府県等が地域住民に周知する際の参考とするよう、連絡する。その趣旨は、限りある医療資源を有効活用し、救急医療や医療機関を受診する必要性の高い人が速やかに利用できるように、国民の協力をお願いするものである。
- ▶ また、都道府県等に対し、地域住民に対する周知に際して、自己検査結果を発熱外来の受診を経ずに自治体の健康フォローアップセンター等に登録する仕組み（発熱外来自己検査体制）の活用や、体調が悪くなったときなどに不安や疑問に対応できるよう、医療従事者等が電話で対応する相談窓口（※）も合わせて周知すること、また、こうしたフォローアップ・相談体制の強化を図るよう、要請する。
 - （※）各都道府県が公表・周知している「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センター」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_inyou/covid19-kikokusyasessyo.html参照）、
「子ども医療電話相談（#8000）」等
- ▶ 合わせて、職場等において、療養開始時や復帰時に発熱外来での検査を求めないことについて経済団体等に要請を行っており、引き続き幅広く周知を図る。

参 考 資 料

(抗原定性検査キットの配布事例)
(健康フォローアップセンターを活用した事例)

事例1：北海道（札幌市）において実施中の内容

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/documents/tirasi.pdf

医療用抗原検査キットを用いた 自己検査で陽性となった場合について

新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省から承認された医療用抗原検査キット[※]を用いた自己検査で陽性となった方は以下の方法で陽性の判定を受けてください。

[※]該当する抗原検査キットの情報については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

新型コロナウイルス陽性者登録センターで判定

症状が軽いなど医師の診察が不要な方は、新型コロナウイルス陽性者登録センターで活用ください。

- 原則 24 時間以内に陽性判定や療養方法のお知らせが行われます。
- 医療機関ではないため、薬剤の処方や相談には対応していません。
- 利用料は無料です。

※利用条件や登録方法、問合せ先についての詳細は、裏面をご覧ください。

医療機関で判定

※自己検査陽性者の診察を行っている医療機関に限る

症状があり、医師の診察を希望される方や、陽性者登録センターが利用できない方は、かかりつけ医又は自己検査陽性者の診察を行っている医療機関にご相談ください。

- 医師が診察（電話診察・オンライン診察を含む）を行った上で、陽性かどうかの判定を受けることができます。※診断の結果、陽性と判定されない場合もあります。
- 医師の診断の結果、必要な場合は、薬剤の処方を受けることができます。
- 自己検査陽性者の診察を実施している医療機関は、以下の URL または「札幌 自己検査陽性」で検索してください。



<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4mnyaku/f7banzenshien/zikokensayouseisya.html>

- ※事前予約が必要です。
- ※初診料など一定の自己負担額が発生します。
- ※救急安心センターさっぽろ（#7119 又は 011-272-7119）でもご案内しています。

<陽性者登録センターと医療機関との違い>

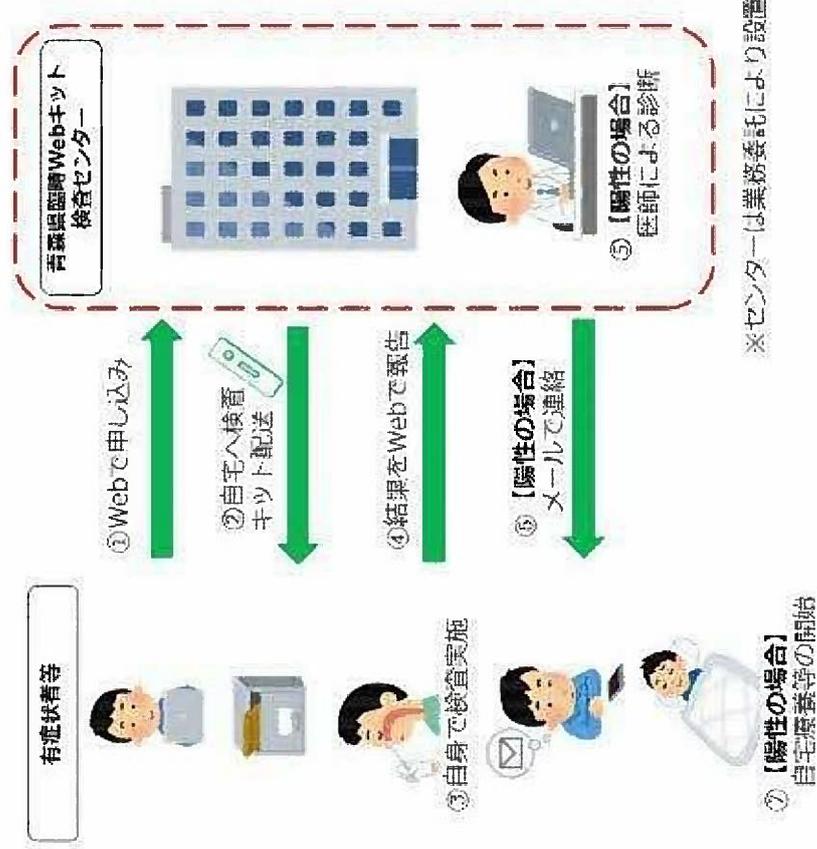
| 判定先 | 受付時間 | 薬剤の処方・医師の相談 | 利用料 |
|-----------|---------------|-------------|------|
| 陽性者登録センター | 24 時間登録可能 | 不可 | 無料 |
| 医療機関 | 各医療機関による（予約制） | 可 | 初診料等 |

札幌市保健所

事例2：青森県において実施中の内容

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/hoken/temporary_test_register.html

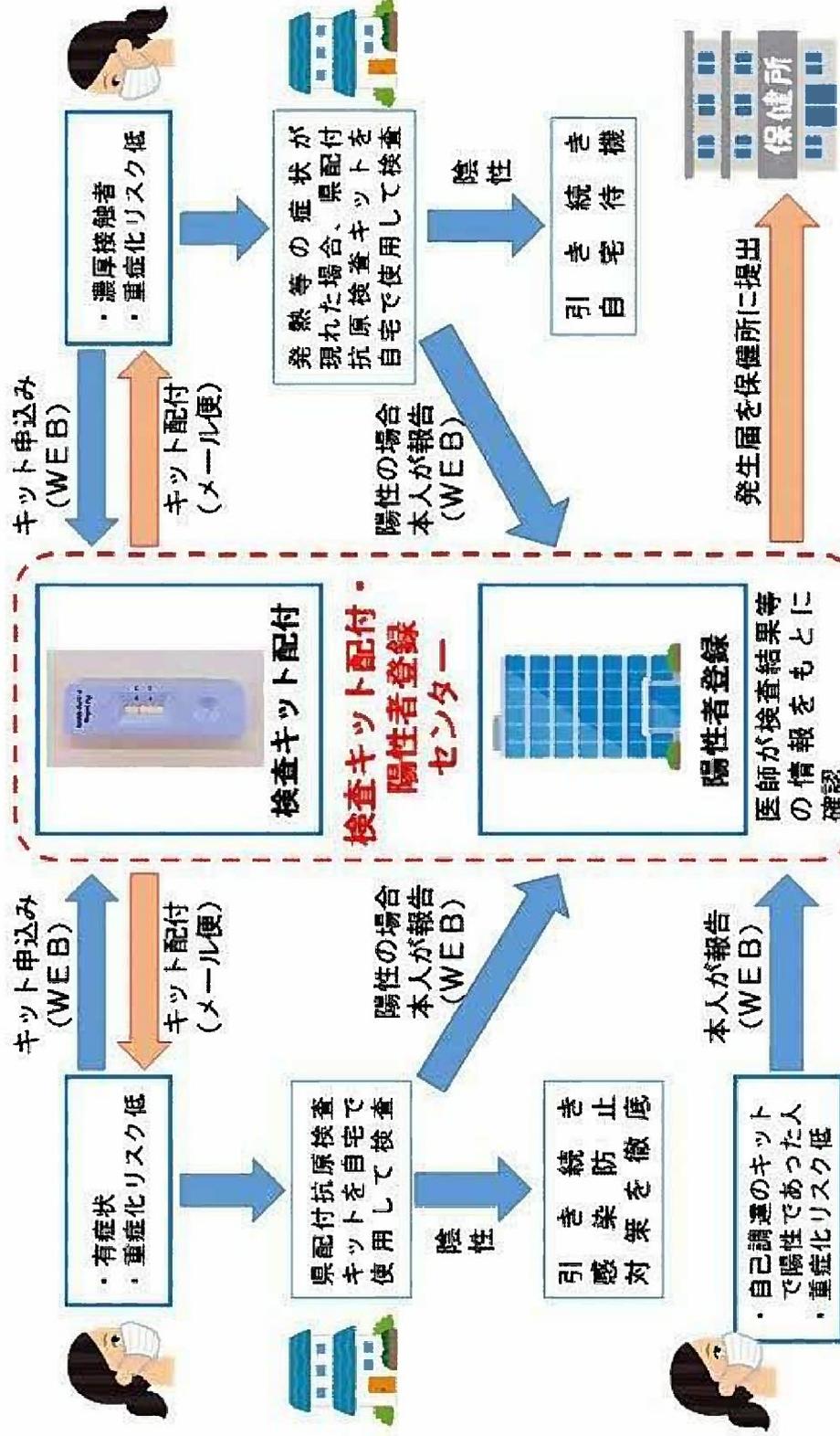
検査・登録等のスキーム図（概略）



事例3：千葉県において実施中の内容

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kenkoufukushi/test_distribute_and_register_positive.html

検査・登録等のスキーム図（概略）

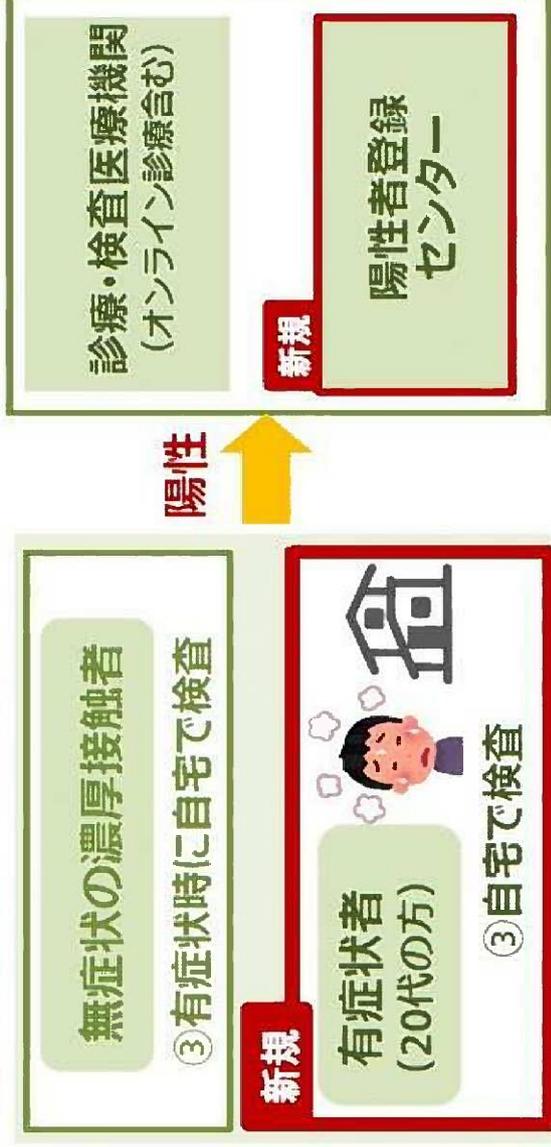
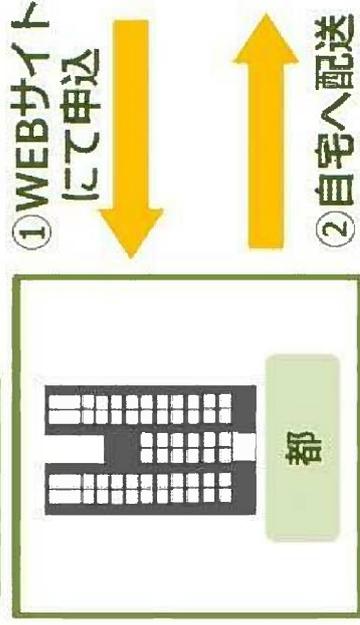


※センターは業務委託により設置

有症状者への検査キット配布について

- ✓ 現在実施中の濃厚接触者への抗原定性検査キット配布について、
配布対象を有症状者に拡大し、発熱外来受診前などに自ら検査を実施
- ✓ 感染拡大に伴う検査・受診の集中を緩和し、**有症状者の検査機会を確保**
- ✓ **8月1日受付開始、当初は20代から開始し、順次拡大**

概要



※医療機関での検査キット配布も実施（調整中）

陽性者登録センターの設置について

発熱外来等の負荷軽減及び迅速な陽性判定が可能となる体制を構築

- 自宅等での自主検査で陽性が判明した方が、陽性者登録センターに申請
- 同センターが発生届を提出し、うちさぼ東京が健康観察をサポート
- 8月3日開始、当初は20代（重症化リスクなし）から開始し、順次拡大



事例5：神奈川県において実施中の内容

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/test_kit.html

1 (2022年8月5日から) 抗原定性検査キットを無料配布します

// (1) 無料配布の対象となる方

無料配布の対象となるのは、重症化リスクが低い2歳から39歳までの方、40歳から64歳までで重症化リスク因子がない方、妊娠していない方で、発熱等の症状がある方もしくは感染者の濃厚接触が疑われる**神奈川県内にお住まいの方**です。この条件を満たす方は**抗原定性検査キット申込みフォーム**から無料配布を受けるクーポンをお申込みいただくことで、**1枚のクーポンで2キット分を1人1回に限り受け取る**ことができます。受け取る際は全員の氏名と県内住所が分かる本人確認書類を窓口でご提示ください。1日の発行クーポン数には上限がありますので、ご了承ください。**配布は8月5日（金曜日）以降、体制が整った機関から順次開始します。**



無料配布は医療機関のひっ迫の解消を目的としているため、陽性が判明した場合は医療機関を受診せず**積極的に自主療養をご検討**頂くことをお願いしております。

// (2) 無料配布期間

- 申込開始：8月3日（水曜日）
- 発熱診療等医療機関及び薬局での配布期間：8月5日（金曜日）から8月31日（水曜日）
- 行政機関での配布期間：8月6日（土曜日）から8月21日（日曜日）

// (3) 事業概要

外来医療のひっ迫に対応するため、厚生労働省は都道府県を通じて発熱等の症状があり重症化リスクの低い方への抗原定性検査キットの無料配布を行っています。県では、条件を満たし配布を希望する方が次の手順で申し込みの上、配布場所で直接受け取れる体制を整備しております。抗原定性検査キットは、1人2キット分（1回限り）をお渡します。在庫の状況により事業が終了する場合がありますので、予めご了承ください。



新型コロナウイルス感染症に感染された方は 「自主療養届出制度」を選べます

2022年7月時点で、再び新型コロナウイルスの県内での感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かっています。一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えられています。そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合、医療機関の診断を待たずに、自ら療養を行い県の健康観察のアシストを受けるシステムを構築しました。ご理解、ご協力をお願いします。

自主療養の申請はこちら






医療機関を受診せずに療養開始

健康観察をシステムがアシスト

自主療養を証明する書類を発行*

自主療養は簡単 3 ステップ

- 1 自主療養届出システムにアクセス
- 2 Webフォームに必要事項を記入
- 3 入力したその日から自主療養を開始

自主療養中は、LINE等による健康観察を受けられます。医師が変化した場合に療養届出時に対応する連絡先にご連絡いただけます。

*お名前が学校等に所属している場合は「日本国籍」と「帰国証明書（自主療養専用）」を発行できます。
一部の自治体にはお名前が記載された「日本国籍」と「帰国証明書（自主療養専用）」を発行できます。

自主療養の対象者は、2歳～39歳の方や40歳から64歳までで重症化リスク因子*がない方で、妊娠していない方です。
対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。

*重症化リスク因子：慢性呼吸器疾患、糖尿病、慢性腎臓病、肥満（BMI35以上）、先天性心疾患、免疫不全、悪性腫瘍、ワグナー病、高血圧、クッシング病、喫煙を控えていない、心臓病、新薬を服用している

事例6：大阪府において実施中の内容

http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-45334_4.pdf

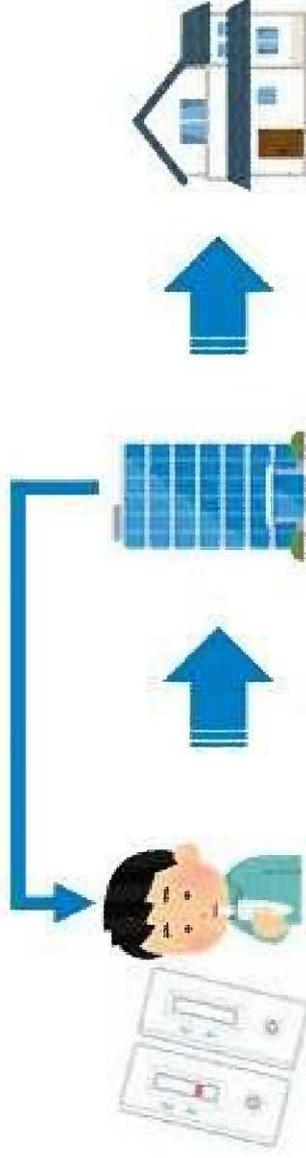


事例7：京都府において実施中の内容

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/youseitourouku.html>

京都府新型コロナウイルス感染症 陽性者登録センターご利用の流れ

- ③ 医師による確定診断
- ・療養期間通知を送付（希望者）
 - ・生活支援物資を配送（希望者）



- ① 医療用抗原検査キット
や無料検査場の検査で
陽性が判明

- ② 陽性者登録
センターに
電子申請

- ④ 自宅療養を
開始

事例 8：兵庫県（神戸市）において実施中の内容

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/51185/hasseitocoketirashi20220802.pdf>

無料

新型コロナウイルス感染症の
簡易検査キットや無料検査センターで陽性判定を受けられた方へ
速やかに医療機関を受診するか、保健所の専用フォームでの
申請をお願いします。神戸市保健所への申請ができる方は、
下記条件の重症化リスクが低い方のみです。

※条件に該当しない場合は、医療機関への受診・相談をお願いします。

《条件》

- ①現在神戸市に居住・滞在している
- ②妊娠していない
- ③申請時の年齢が6歳以上～64歳以下
- ④以下の基礎疾患がない
 - 悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、前立腺、睡眠時無呼吸症候群、免疫機能低下状態、BMI30以上
- ⑤現在の症状が軽症である
- ⑥検査キットの測定日から3日以内の申請である（測定日が0日）
- ⑦無料検査センターで陽性の場合、発症日（無症状の場合は検体採取日）から10日以内の申請である。（発症日もしくは、検体採取日が0日）
- ⑧検査キット・無料検査センターでの検査とともに、濃厚接触等されたものに限り、医療機関で検査や相談を受けていない。
- ⑨上記①～⑦に問わず、「神戸市社会福祉施設定期検査」を受けた神戸市民

※入力フォームで申請すると自動返信メールがきます。
※保健所が申請内容を確認後、不備がある場合はメールにて連絡します。
※現在、申請が込み合っているため、内容の不備や、申請手続上の連絡は
てに、数日以上お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。
※陽性の可能性のある方は、行動自粛の協力をお願いします。

《受付時間》
毎日 9:00～12:00, 13:00～17:00

神戸市保健所



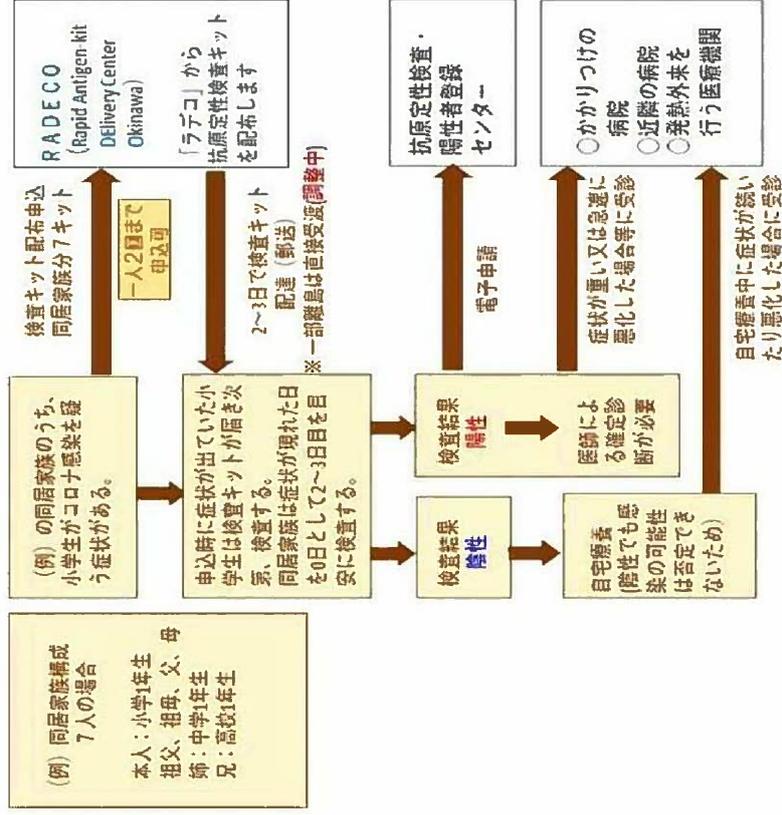
神戸市保健所

令和4年8月2日修正

事例9：沖縄県において実施中の内容

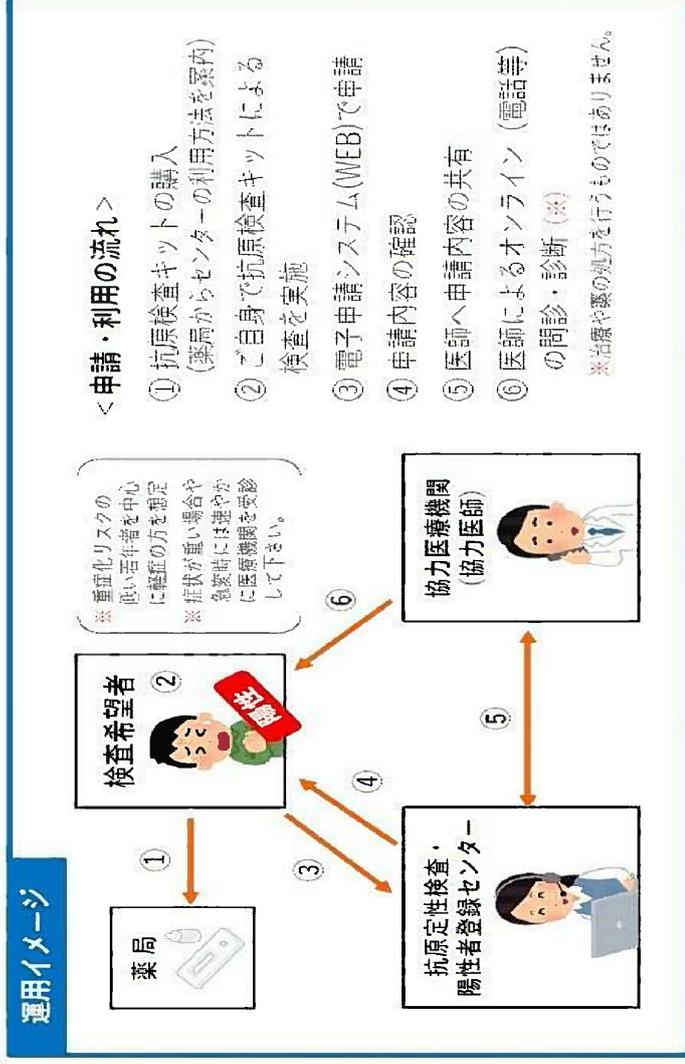
https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kensa/documents/syousai_mousikomi220801.pdf
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/documents/220712yakkyokuannai.pdf>

< 抗原定性検査キット配布申込・検査の流れ >



抗原定性検査・陽性者登録センターイメージ

検査や受診に時間を要する状況を踏まえ、症状がある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断が受けられる体制を整備。



効果

- 各保健所又は自宅療養健康管理中心による迅速な疫学調査や健康観察等のケアに繋げる。
- 検査体制のひっ迫による発熱外来を行う医療機関への患者の集中を防ぎ、負担軽減を図る。

医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

～ 抗原定性検査・陽性者登録センターのご案内について～

沖縄県では、症状のある方が自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、オンライン（電話等）による医師の問診が受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかな健康観察等のケアに繋げることが可能となります。

【ご利用・申請の流れ】

【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施（不明な点は購入薬局にお問い合わせ下さい）
※ 医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

<陽性の場合>
次の【手順2～4】に従い申請等を進めて下さい。

<陰性の場合>
あくまで検査時点の結果となります。偽陽性（誤って陽性と判定）の場合もありますので、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請
右のQRコードから「医療用抗原検査キット」を使用し陽性となった方へのページに入ります。陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②現在の症状、③基礎疾患の有無、④使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。
また、自分が承認した医療用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、⑤使用した検査キットの種類（商品名）、⑥検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑦本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の画像を添付して下さい。

【申請・受付完了】

【手順3】申請内容の確認、電話問診時間の事前連絡
センター事務局より、申請内容の確認及び電話問診の予定時刻をお知らせします。

【手順4】医師による電話問診
医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行う上で医師を行います（※本サービス又は新型コロナウイルスの診断を行うもので、治療や薬の処方を行うものではありませんので、あらかじめご了承下さい）。

【医師による診断後の対応について】
翌日以降、各保健所又は自宅療養健康管理中心から、病状調査や健康観察などの各種ご案内について、SMS（ショートメッセージ）又はお電話によりお知らせします。自宅療養となった場合には、引き継ぎ外出を控えて下さいますようお願いいたします。
※ 自宅での療養中に「顔色が明らかに悪い」「急に悪化してきた」などの状態悪化の兆候を認めるときや、症状から緊急性が高いと判断される場合は速く救急車（119番通報）を要請して下さい。

沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター【問合せ受付時間】10時～17時（土日・祝祭日含む）
TEL：080-6488-2381、080-6488-2382（申請者専用ダイヤル）